

## 第1 本件判決を憲法第23条にもとづいて検討するのに必要な基礎的論考

### 1) 「学問の自由」とは、「学問する者の自律集団の自治を認め、外から介入しないこと」である

日本国憲法第23条 学問の自由の規定は、戦前、滝川事件、天皇機関説事件などで、大学教授がその所説の発表あるいは教授を理由に大学から追放された誤った経験を繰り返さないために制定されたと言われる。したがって、研究発表の自由、教授の自由とその制度的保障として大学の自治が強調される。そのため、第23条は大学教授の自由な発言の権利を保障した条文のように受け取られている。もしそうなら、社会が大学教授にこの権利を与える理由は何か。いま学問の自由について本格的に考察しなければならないのはこの点である。大学教授に自由に研究させ、自由に発言させることが社会の利益になると考える根拠は何か。

答は、社会は科学上の真理が発見され、確立されることを必要としており、そのためには真理を発見したと確信する科学者がそれを発表することによって生ずるかも知れない身分上の不利や金銭上の負担を気にせずに研究結果を発表できる法的保障が必要である。それが学問の自由の第1の面である。第2の面は、本人が真理と確信するものが本当に真理かどうかの判定にかかわることである。これらに関し以下に基本点だけを論ずる。

憲法第23条の条文は「学問の自由はこれを保障する」と述べてはいるが、「学問する個人の自由を保障する」とは述べてはいない。つまり、ここでいう学問は、研究者個人の産物ではなく、研究者が集団として歴史的に作り上げた産物である。さらに、「学問の自由」とは、外から干渉しないことであるが、何に干渉しないかという点、著書、論文など学問の産物に対してだけではなく、学問の形成そのものに対してと

解すべきは論を俟たない。つまり、真理を目指す研究者が集まって学問を築き上げて行く過程に干渉しないことである。ただし、研究は個人個人が行うものであるから、何が真理であるかについて研究者間で意見の対立があるのは当然である。どちらに真理があるかを決着つけるのが学問の形成過程である。そこに介入しないとは、この決着を研究者集団の自治に任せることである。

ただし、その集団がそのような自治を行いうるためには、集団が対立する意見のいずれに真理があるかを決定できる原則と方法と習慣を持っている必要がある。それを自己規律能力＝自律能力と呼ぶならば、社会が自治を任せうる研究者集団とは、自律能力を持った研究者集団つまり研究者の自律集団に限られる。したがって、「学問の自由を尊重する」ことの実体的意味は、「学問をする研究者の自律集団の自治に任せ外から介入しない」ことである。

## 2) 自治を認められている研究者の自律集団とは何か

学問の自由を保障するための自治を認められている自律的研究者集団の第一の例を挙げれば、それは「大学」である。歴史的に言えば、社会はまず大学の自治を認め、その法的理由として学問の自由(Academic Freedom)が制定されたのだから、これは当然のことである。ただ、このようにすると大学の自治が認められなければならない理由とその輪郭が明瞭になる。輪郭とは次のことである。憲法第 23 条(学問の自由)は、政治権力が学問および大学人事に介入した重い経験から生まれたため、学問の自由の保障とは学問を政治権力の介入から守ることばかりが意識されているが、介入を許してならないのは外部全般であり、それには政治権力、政治的勢力のほかに司法も入る。また介入を許してならないのは学問という産物に対してだけでなく、学問の形成過程も含まれる。結局、司法は学問ばかりではなく、学問の形成過程にも介入してはならないと解すべきである。

大学と同様に社会の中で自律性を認められ結果として自治を認めら

れている科学者の集団に自然科学系の研究者が作る「学会」がある。ここで自然科学系と限定したのは、一つは、上告人自身が自然科学者なので他の科学については無知であるためであるが、さらには、自然科学はもっとも古い科学として、古くから研究者が自律的な集団を作る伝統があり、それが今に続いているからである。

### 3) 自然科学系「学会」の自己規律とは何か

自然科学系学会の重要な役割の一つは、科学上の問題について意見の対立があった時、間違った意見をしりぞけ正しい意見に支持を与えることである。そのための方法は自然科学の全分野で共通していて、Open Discussion(公開の討論)と提出論文の Peer review(研究同僚による覆面審査)である。以下、それについて説明する。

#### ① Open Discussion (公開討論)

科学論争における公開討論は言葉と論理で相手を打ち負かす Debate ではない。自分の主張を支持する **Scientific Evidence(科学的物証)** の出し合いである。決定的な **Scientific Evidence** を出した方が勝つ。この **Scientific Evidence** とは、実物、実験結果、面前で行う理論計算など、Debate(言葉による議論)なしに万人を納得せしめるものを言う。司法で使われる書証とは違う。

#### ② Peer Review (研究同僚による覆面審査)

学会は論文誌を出版する。論文誌には Peer review に合格した論文だけが掲載される。Peer review とは論文誌に投稿された論文原稿を同じ問題を研究している科学者の中から 3 人を選んで覆面で審査してもらう制度である。審査は単に合格・不合格ではなく、その前に **Scientific Evidence** が足りない点を指摘し、提出を求める。このような要求と回答を数回くり返したあと最終的に accept(受理)か reject(拒否)が決まる

### ③他者の論文、著書を批判した論文の取扱い

この場合は、批判された著者に批判論文原稿を送り、反論を依頼し同時掲載する。

### ④研究論文、研究業績の定義

Peer review を通って出版された論文だけを研究論文という。研究業績は研究論文だけを意味し、その他の総説、解説などは研究業績とは認めない。ただし専門著書は、内容によっては、研究業績と認められる。専門著書の執筆は研究論文とは全く異なる広い学識と論文数十報に相当する研究を必要とするからである。

## 第2 本件に関する判決は次に示す諸点で憲法第23条の運用上のルールに違反している

本上告は原審判決への批判であるが、原審判決は1審判決を量的に変更しただけであり、ここで指摘するような基本問題については原審でもはっきりと追認していて両判決に大きな違いはない。そこでここでの批判には1審判決も加える。

### 1) 研究業績の詐称ではないと判示した点

1審判決は18ページで次のように述べている。

オ 本件事実②の真実性、相当性について

(7) 被告は、本件投稿記事について、査読を経たおらず、内容も誤ったものであり、被告を攻撃することを主目的とする文書であるから、研究業績と呼ぶことができないにもかかわらず、原告ホームページの研究業績等欄(甲1)及び東京大学大学院農学生命科学研究科の研究業績データベースに本件投稿記事が記載されているから、原告が研究業績を詐称した事実(本件事実②)は真実であると主張する。しかし、**本件投稿記事は原告が作成したものであることが明らかであるから(弁論の全趣旨)原告が研究業績を詐称したということとはできない。**したがって、本件事実②が真実であると認めることはできない。(太字表示は上告人による)

判決文のこの部分は、1審において上告人が、被上告人は研究論文ではない単なる投書を東京大学のホームページの研究業績欄に載せたことは業績詐称であると東京大学に訴えたことに対し、判決が業績詐称ではないと判示した部分である。その理由は、この投稿記事は被上告人自身が書いたものであることは明白なので被上告人の研究業績であるから、それを研究業績欄に入れても詐称にはならないと判示したものである。

問題は自身が書いたものはすべて研究業績であると断じた点にある。前述の第 1-3)④「研究論文、研究業績の定義」に示したように、「研究業績」に関しては自然科学者の場合はどの学会でも共通なはっきりした定義がある。それは、1)研究論文でなければ研究業績とは認めない。2)Peer review を通った論文でなければ研究論文ではない。ということである。この自然科学の学会が共通に持っている定義に従えば、被上告人が書いた投書は Peer review を通らずに学会誌に載った単なる投書記事であり、それを自身の手で東京大学の業績欄に登録したことは明白な業績詐称である。それなのに、これを判決が業績詐称でないと判示したことは、自治を認められている自然科学の学会の判断を真っ向から否定したものであり、憲法第 23 条の運用ルール違反である。

## 2) 被上告人は学問的見地から批判したものと認定した点

1 審判決は結論にいたる最重要根拠として 1 審判決第 3-2(2)(22 ページ)に次のように判示している。

被告は、藤木論文の結論が本件投稿記事の結論とは反対の結論を採用するものであるにもかかわらず、原告が本件投稿記事及び本件訂正記事において、藤木論文をあたかも原告の見解を支持するものであるかのように引用して、被告の研究成果を批判するなどした上、本件書籍が誤りであるとしたから、このような本件投稿記事及び本件訂正記事の投稿並びにこれらの原告ホームページへの転載は、本件書籍の社会的評価を低下させ、本件書籍の著者である被告の社会的評価を低下させるものであると主張する。

しかし、本件投稿記事及び本件訂正記事の内容は、**本件書籍に記載された科学的見解を学問的見地から批判したものであると認められ**、被告の社会的評価を低下させる事実を摘示したものとはいえない。

したがって、被告の上記主張は採用することができない。

(太字表示は上告人)

判決文の太字部分の中心字句は「科学的見解を学問的見地から批判」となっているが、「学問的」の意味は二様にとれる。第1は、本件は科学者間の争いであるから、学問とは科学のことと解し、「科学的見解を科学的見地から批判」ととる常識的解釈である。第2は、「科学的見解を学問的見地から批判」とわざわざ科学と学問を対比させているニュアンスから、科学的見地とは違うととる文脈的解釈である。判決がどちらの意味に用いたかが不明なので、両方の解釈にしたがって検討する。

もし判決の意味が「被上告人は上告人の著書の科学的見解を科学的見地から批判した」とするなら、この判示は次の点で決定的な間違いを犯している。すなわち、自然科学においては他人の見解を批判する時の原則は、前述の第1-3)『自然科学系「学会」の自己規律とは何か』に示したようにはっきり決まっている。それは **Open Discussion** と **Peer Review** のある学会論文誌への投稿である。

そこで、上告人は被上告人がこれらの方法をとるよう強く主張した。ところが、被上告人は公開討論については「水俣病の詳細を持ち出されても答えられない」という理由で断った。また、査読のある雑誌への批判論文と反論の同時提出については「反論に対するこちらの反論の権利はどうなるのだ」という理由で断った。そして自分の所属する学会誌の査読のない投書欄に自分の書いたものを送り、印刷掲載させた。これをもって「科学的見地からの批判をした」とは決して言えない。

1 審の判事もこのことは十分わかっていたので、「科学的見地からの」とは書かずに「学問的見地からの」と書いたと思われる。すると判決は、それが何かは示していないが、**科学的見地とは異なる学問的見地なるものがある、その方が正しい**ということを根拠に全判決を下したことになる。これは科学的見地からの批判方法について、自然科学系の学会および研究者の間では確立原則があるのに、これを否定したことになり、これは研究者の自律集団の自治を認めず、上から強引な介入をしたことになり、憲法第23条違反である。

### 3) 原審が本件名誉毀損成立の基本的可否をデータ改変の際の故意性の有無に置いた間違い

原審判決は当裁判所の判断のうち反訴事案についての判断の主要部で次のように述べている。

「このような経緯や、本件投稿記事の記載内容自体に照らすと、**被控訴人が藤木論文の数値を故意に改ざんしたとは認められず**、むしろこれを不用意に誤って引用したものと認めるのが相当であり（原審における被控訴人本人）、また、被控訴人が本件書籍の共著者の一人である**控訴人の人格を非難ないし攻撃する趣旨・目的で、本件投稿記事を作成したと認めるに足りる証拠もない。**」（原審判決 6～7 ページ、太字表示は上告人）

すなわち、上告人の反訴を完全にしりぞける理由として二つ挙げている。すなわち、①被上告人が藤木論文のデータを故意に改ざんしたとは認められない②被上告人が上告人の人格を非難ないし攻撃する目的で投稿記事を作成したと認められる証拠はない、の二つである。

特に、故意とは認められないが強調されているのは、もし被上告人のデータ改変が故意であるならば、これをデータ改変を含む犯罪的行為として東京大学に訴えた上告人の文書は真実であり、被上告人の名誉毀損訴訟から免責されるからである。したがって、上告人の被上告人に対する名誉毀損を認め金員の支払いを命じた原審の根拠の中心はこの非故意性の認定にある。もし被上告人の藤木論文引用の際のデータ 100 倍改変の行為が故意と認められれば原審の判決は棄却されるべきことになる。

そこで原審の棄却を求めるには、「故意ではない」との主張の反証、要約して「非故意への反証」が必要だが、これは本人の内心を外から証拠によって立証することなので、容易ではない。刑事事件なら取調べの際ポリグラフを使う方法がその目的で多用されたことがあったが、現在では客観的証拠能力が疑われており刑事でもあまり使われていな

い。民事ではなおさら非故意を客観的に反証する方法はない。多数の状況証拠事実を積み上げて誰もがそれを故意だと認定できる反証法しかない。現在、故意を否定する被告に対し、検察が取っている方法はそのような方法である。

このように反証困難であるのに「故意でなかった」との主張に対しては相手方の反証責任があり、反証できなければ非故意の主張が確定する社会制度があるなら、その社会的目的は何かを考えよう。いま説明のために「故意なら有罪、非故意なら無罪」という世界を考えてみる。そして非故意なのに有罪になるケースを冤罪、故意なのに無罪になるケースを脱罪と呼ぶことにする。すると上記社会制度のもとでは冤罪の出る可能性はない。非故意の主張を反証することは困難だからである。しかしそのために本当は故意なのに非故意を主張し、それが成功して脱罪になる可能性が高い。つまりこの手続きは冤罪を生まないことを第一目的にし、脱罪はやむなしとの思想である。実際にこの制度は刑事・民事の両方で冤罪を生まないために運用されている。民事における冤罪とは敗訴すべきでない人が敗訴することであり、名誉毀損における冤罪とは免責されるべき人が敗訴することである。この手続きはこのような 冤罪を生まないために使われるべきで、そのことが社会的に合意されていると思う。

ところが原審におけるこの手続きの運用はまったく逆で、必ず冤罪を作り出してしまいうように使われている。このことを本件を例に具体的に説明しよう。本件は、上告人が被上告人の投書における科学者倫理逸脱を大学に訴えて大学としての対処を求めた訴状、申立書が被上告人から名誉毀損にあたりと訴えられたケースである。より精密に言えば上告人の訴えに対する東京大学の最終決定を全審議結果と共にコメントなしに上告人のホームページに公開したことが名誉毀損とされた。しかし文書は一般に向けたものではなく東京大学への訴状であるからその内容が真実なら当然免責されるべきものであった。したがって裁判でなすべきことは上告人の文書の真実性の検討だった筈である。

上告人が告発したのは被上告人が投書において行なった行為だった。

それは読者には入手不可能な文献（藤木論文）を利用してデータ改ざんと結論の逆転を行なって藤木論文があたかも被上告人の自説『「水俣病の科学」の誤り』を支持する絶対的根拠のように見せることだった。

そこで裁判すべきは、上告人が東京大学に告発した被告人の投書中の科学者倫理逸脱が事実だったか否かの検討のはずだった。その目的の為、上告人は、被上告人と同じ研究分野の同僚 3 人に被上告人の投書を学会誌に提出された論文と見て、その科学論文としての質を評価する「査読書」の提出を依頼した。7 ページにわたる詳細な科学的査読の結果の結論は「内容は全くと言えるほどに根拠がなく、不正引用や数値改変を併せ考えると、この投書は学術的論説とは到底言えないものであると判断される。」であった。つぎにはこの査読書自体の正しさを評価するために、東大を中心に教授、同経験者相当者約 36 人に査読書を送って評価を依頼した。結果は、小宮山宏元東大総長、中西準子元産業総合研究所リスク管理センター長、衛藤光明元水俣病センター所長ら 29 名のこの問題がわかる学会権威者が支持書を送ってきた。原審には査読書と支持書を提出した。ところが原審ではこの点について一切の検討をしなかった。そして原審判決では査読書と支持書 29 通を完全無視し一言の言及もなかった。

その代わりに判決において突然持ち出したのが「データ改変は故意であるとは証明できなければデータ改ざんにはならない。改ざんでなければ、改ざんと申し立てた上告人の告発は真でなく、被上告人の訴えは認められる。」という論理である。そして被上告人の「故意でない」という申し立てを持ち出し、上告人はこれについて反証できないだろうと勝手にきめて、被上告人の故意でないとの申し立てを真と認め上告人の敗訴に導いている。

上告人は上告人が免責されるに必要な上告人の東京大学への告発内容の真実性、具体的には被上告人の科学者倫理の逸脱行為の真実性の解明・検討を要求しそれに役立つ資料の提出を行なったが、全部を無視して上告人がまず絶対に免責されることがない枠組みに問題を設定した。これは原審の根本的間違いである。

#### 4) 原審判定「被上告人が藤木論文の数値を故意に改ざんしたとは認められず」に対する反対証明

「故意ではない」への完全反論はほとんど不可能に近いほど困難である。しかし絶対不可能ではない。原審が判決の基本をその一点に置いたのは名誉毀損裁判の手続きとして基本的に間違っていることは上に論述した通りである。しかしそのような原審判決が出た以上、上告人としてはほとんど不可能に見える反論を行なう。言葉の上だけの反論ではなく、反論に必要な事実をすべて使った証明なので反対証明と呼ぶ。

証明は2部に分かれる。第1部は被上告人の改ざんが計画し準備された中で行なわれたことの実態の提示と、被上告人が隠せると思っていたデータ改変を上告人に発見され、開示された後の被上告人の態度である。しかしこの二つは原審に提出した反論であるが、原審はそれらを有効な反論とは見なかった。そこで本上告では、原審の間違った論点設定に対抗する必要上、原審までには行なっていなかった関係事実を総動員しての反対立証を行なう。

##### (1) 自説に都合よいようにデータを改変し結論を改変する必要があったので当時の読者には絶対に見られなかった藤木論文を引用利用した

藤木論文が当時絶対に見られなかったという事実の確認だけで被上告人がわざわざそれを利用して改変した行為に計画性があったことを示すのに十分である。この点は本件審理中に特に強調した点だが、被上告人側の反論はなかった。判決もその点に疑義をはさんでいない。しかし被上告人の行為の計画性を示す最重要点なのでここに要点をくり返す。主な事実は①藤木論文が引用されていることを知り、被上告人にコピーを送るように言ったところ被上告人は「自分はコピーを水俣の人からもらった。あとで送る。」ですぐは入手できなかった。②そこですぐに環境庁に電話して閲覧コピーを願い出たが断られた。③理

由は「行政目的のための調査なので外部には一切出していない」であった。④仕方がないので面識のなかった藤木教授に直接電話し、目的を話しコピーを依頼した。⑤当時熊本県環境センターの所長であった藤木教授の答えは「役所には置いていないので週末神戸の自宅に帰って送る」であった。

このうち入手不可能性を明示しているのは環境庁係官の答え②と③である。その電話録音は残っていないが、断られたことは次に面識のなかった藤木教授に直接依頼したことからわかる。環境庁が断った理由がその通りであったことは役所に置いていないという藤木教授の答え⑤でわかる。

ともかく人の目にはふれる可能性のない文献であった。「水俣病の科学」の共著者の岡本達明は水俣病とチッソに関係ある論文、報告書はすべて集めていて総数 2,000 を超えていたが、藤木論文はその中になかった。

## (2) 被上告人の周囲への反応、行為連鎖から証明できる被上告人のデータ改ざん行為の計画性

故意であったことの立証はむずかしい。心の中のことを外から立証はできないからである。しかし同じことだが、「計画性」は「行為の連鎖性」と状況の変化への「対応」から立証できる。以下それを行なう。

### ①被上告人の行為と投書は二重構造の手品になっていた

結論から先に言えば、被上告人の投書は二重構造の手品である。手品の基本は、タネをかくしておいて目立つ演技をし、観客の注意を引きつけている裏でタネを操作し、最後にタネの効果で（タネを隠したまま、あるいはタネを表に出して使い）、華々しいことを見せるというものである。

被上告人の手品の複雑なところは、タネが二つあることである。一つは藤木論文のデータの 100 倍改変であり、もう一つは「水俣病の科学」の上告人の理論を藤木論文に適用するとメチル水銀の取り込み速

度は 125 倍過大になるという被上告人の推算結果で、これは被上告人がメチル水銀の実験に未経験なためにおかした間違い推算である。

被上告人の手品の特異な点は、手品の目的とタネが 2 段階に変わっていることである。はじめはエラからのメチル水銀摂取を否定することと「水俣病の科学」が誤りであることを広く社会に知らせることを目的にした。そのため藤木論文が一般には見られない事情を利用して裏でデータの 100 倍改変というタネを使い、エラからのメチル水銀蓄積がないことを示すと同時に「水俣病の科学」は 12,500 倍もの誤りがあるという結果を出して広く社会にアピールした。ところが上告人がこの改変をデータ改ざんで東京大学に訴えたあとは、目的を上告人の被上告人への名誉毀損訴訟に変えた。そのために上告人の注目を 100 倍のデータ改ざんに引きつけながら、投書の目的はエラからのメチル水銀摂取の否定ではなくて、上告人の理論が 125 倍過大であるという指摘であったことに目立たないように変更した。つまり、タネ明かしをしているように思わせながら、今度は上告人の理論式が 125 倍も誤っているというタネを表に出して使い、それでもまだ「水俣病の科学」はすごい誤りをしていると見せて、エラからのメチル水銀摂取否定を目立たなくする手品をしたのである。

上告人は、データの 2 桁改変と藤木論文の結論逆転利用は被上告人の科学者倫理違反として東京大学に告発したが、125 倍過大主張は被上告人の化学知識不足による誤りと考え、指摘はしても処分の対象にはしなかった。その後になって突然に出された上告人への名誉毀損訴訟は、被上告人の投書の目的は 125 倍過大の指摘であるのに、上告人は被上告人の行為を強い言葉で非難した。これは名誉毀損であるという論理で行なわれた。ただしこの論理は明瞭に分かるように書かれてはおらず、訴状に使われた言葉の中に目立たないように埋め込まれていた。

被上告人訴状のこの仕組に気づかなかった上告人は原審判決を受けるまで訴状のこの仕組みに気づかず、有効な反論をできなかつた。原審で上告人が敗訴した原因はこの点にある。本訴の枠内に限定しての

判断であれば、有効な反論をしなかった上告人を敗訴とした判決は法理にかなっている。しかしそれは被上告人の手品にのせられた判決である。判決は法理にかなっていればよいというものではない。これは上告人が反論だけではなく反訴した裁判である。それをほとんど無視した第1審判決は欠陥判決である。原審は反訴を考慮はしたが、被上告人の科学者倫理逸脱行為への判断を、データ改変を故意と証明できるか否かの一点に限り、証明できないと認定して反訴を棄却した。

そこで以下では被上告人の行為が計画的な欺瞞的な手品であったことを、関係事実を全部挙げて証明する。それしか故意であることを証明する方法はないからである。

## ②データの2桁改変を指摘されても驚かなかった被上告人

被上告人の投書は「メチル水銀は食物連鎖による生物濃縮により蓄積される」「上告人がその著書『水俣病の科学』の中でメチル水銀は鰹を通じて海水から直接取り込まれると主張したことは」「魚類生理学の立場から見れば明らかに誤りである」と冒頭で述べ、投書を「同書の誤りは明確であり正さなければならない。魚への水銀蓄積は餌由来である」と結んでいる。そして内部では、藤木の海水魚を使ったメチル水銀蓄積実験を引用して、「メチル水銀 0.5ppb を含む海水中でマダイを10日間飼育した場合に、魚体への 0.18ppb の蓄積が認められた」と紹介している。つまり魚体への蓄積がきわめて小さかったことを論拠にしているように見える。ところが上告人が苦労して手に入れた藤木論文を見てみるとこのデータは正しくは 0.18ppb ではなく 100 倍の 18ppb であり、決して小さい値ではなく、メチル水銀は海水から 30 倍以上も濃縮されて魚体に蓄積し、さらにこの蓄積量は 0.133ppm のメチル水銀を含む餌を投与した魚体の摂取蓄積をはるかに上まわることがわかった。

上告人はこのデータ改ざんを東京大学に指摘し告発したのだが、予備調査委員会では被上告人のこれへの態度を聞くことができた。「鈴木教授はデータを記憶していて論文を書くそうですが、このデータは間

違って記憶したそうです」。しかしそれはありえない。2桁間違って記憶していたが間違いとわかったら研究者は平常心ではいられない。その論文が全部ウソを書いたことになり、撤回せざるを得ないからである。しかし被上告人にはその「あわて振り」は見られなかった。このことは、この間違いがついうっかり起こしてしまった間違いではなく、あらかじめ知っていて起こした間違いであることを示している。

### ③名誉毀損訴訟のために行なった改ざん言い訳と投書論旨の変更

被上告人は藤木論文のデータの引用に際し、自説に都合良い2桁過小(100分の1)に改変した理由について東京大学の予備調査委員会では「自分は記憶で論文を書くので記憶違いでした」と答えている。つまり被上告人は藤木の実験結果はこの100分の1だと思いこんで研究し、投書を書いたのであって、故意に書き変えてはいないと主張したのである。ところがその後は「記憶違い」「思い違い」という言い訳はしなくなった。水産学会誌に投書として出した「お詫びと訂正」では「数値を読み違えた」と表現している。さらに名誉毀損本訴の訴状では「数値の取り違え」と表現し、その準備書面では「転記ミス(数値の取り違え)」と言い訳している。

注目すべきは、言い訳が最初の「記憶違い(思い違い)」から準備書面の「転記ミス」に変わった点である。ポイントは「藤木論文が魚のエラからのメチル水銀摂取を証明している」という事実を心の中で認めているか否かにある。記憶違い(思い違い)とは不注意からそれを認めていなかった、不注意だから御免なさいという立場である。これに対し「転記ミス」の言い訳とは藤木論文の正しい数値も知っていたし、結論としてのエラからのメチル水銀取り込みも知っていた。それに従って議論も進めた。ただ参考に表示した数値に転記ミスがあっただけである。論文の結論の影響はないという立場である。まるで違う。

「転記ミス」の言い訳は被上告人の本訴の根幹になる立場なので以下に反論する。

#### (ア) 転記ミスは通用しない

転記ミスは1個所ではなく次のように7個所ある。しかもそのミスの仕方は18ppbを0.18ppb、33ppbを0.33ppb、15ppbを0.15ppb、18ppbを0.18ppb、18を0.18、0.8%を0.008%、125倍を12500倍としたように系統的に数値を100分の1にしたものであり、ミスという言葉は通用しない。ミスではなく意図的改ざんである。

#### (イ) 引用数字の転記ミスであって論旨に影響しないは通用しない

引用数字の転記ミスを認めるが論旨に影響しないとは議論の展開には正しい数字が使われたことを意味するが、実際は意図的に100分の1に改ざんした数字を使った。そのため結論は125倍が12500倍と100倍過大になった。それ自体も転記ミスにしている。これは許すべきではない。

#### (ウ) こっそり変更された被上告人投書の目的論旨

被上告人投書の論旨は「魚が海水からメチル水銀を摂取蓄積する上告人の理論は藤木の実験値に比し125倍の過大評価である」であって、決してエラを通じてのメチル水銀の摂取蓄積の否定が論旨ではない。これが明確には書かれていないが被上告人の名誉毀損訴状の基本前提である。投書の論旨はその冒頭および結びの記述からてっきりエラからのメチル水銀摂取の否定にあると思いついで来た者には想像つかないことであった。この変更は目立たないように行なわれた。訴訟における反論の焦点を間違わせるねらいからと思われる。これも被上告人の行為の計画性である。

### 5) 被上告人はなぜこのように複雑で手品的な行為を行なったか

以上は被上告人の行なった行為という事実だけを集めて被上告人の行為が「故意ではなかった」と認められるものではないことを示した。ただ外にあらわれた被上告人の行為が一貫性に欠けるためその説明も一貫性を欠き説得力に欠けると思う。そこでなぜ被上告人がこのような行為に出たのか、上告人による推定をここに示す。被上告人の不可

解な行為は周囲との関係から必要にせまられてやったと推定されるので、その通り記述する。ここであらわれる周囲や周囲との関係については今まで代理人の意見に従って裁判ではふれたことがない。しかし被上告人の行為の理由を説明するには、本証明に必要とされる詳しさをそれを行なう必要がある。ただしそれをこの文脈の中で行なうのは、記述の道筋を不明瞭にするので、このあとそれをまとめて行なう。第3第2項「対抗の基本構造と対抗の目的、理由、法的根拠」がそれにあたる。

以下、被上告人の行動、行為を経時的に記す。

- (1) 被上告人は2005年の水俣展で展示の一つである「水俣病の科学」の紹介を見た。そこでカタクチイワシがエラを通じて海水からメチル水銀を摂取すると書かれているのを見て「これは専門家から見て間違い」と断定した。この発言は「水俣病の科学」を敵視する人の注目を引いた。この人々の間では「水俣病の科学」は間違いであり、悪書とされていたからである。
- (2) 被上告人は「水俣病の科学」を敵視する人々から水俣展での話「魚が鰓からメチル水銀を摂取するとした「水俣病の科学」は間違っている」を主題とする論文を書くよう依頼される。
- (3) 被上告人は自説の部分はすぐに書き上げたが論文としてはこれに引用文献をつける必要があるが、自説を支持する専門文献が一報もないことを知る。この時、藤木論文のコピーをくれた「水俣の人」がいた。この環境庁関係者以外は絶対見られない文献をコピーできたのは、その関係者に近い人だったであろう。多分内容は理解せずに渡したのであろう。
- (4) これを見て被上告人は愕然としたであろう。藤木論文の実験の目的はエラからと餌からとどちらがメチル水銀の摂取が大きいかの比較で、エラからの吸収が餌からの摂取の4倍であることが一目瞭然のグラフで示されているからである。これでは魚類生理学専門の東大教授として「水俣病の科学」は素人の間違いとしてあちこちで話をし、論文執筆まで約束して来た被上告人の名誉が丸つぶれになるからで

ある。

(5) 教授としての名誉を最重視する被上告人は、藤木論文のデータをもとに「水俣病の科学」の誤りを一発で指摘する方法はないかを必死に考え、ついに大発見をした。藤木教授の論文にはメチル水銀を添加した海水でマダイを 10 日間飼育し、メチル水銀摂取量を見た実験があるが、それについて「水俣病の科学」に記された理論式を適用して実験値と比べると 125 倍の過大評価になるという発見である。この 125 倍という値については被上告人がメチル水銀を使った実験を知らない上にメチル水銀と塩化メチル水銀の違いも認識してなかったことによる間違いであるが、ここではそれは論じない。別の問題であるからである。

(6) この発見のあとの被上告人の態度が問題である。被上告人は単純に「魚は鰓を通じてはメチル水銀を摂取する。この点で『水俣病の科学』は正しい。しかしそこに記された理論式を使うと摂取量は 125 倍の過大評価になることを発見した」とする論文を学会に送るべきであった。その論文は上告人のもとにまわされ 125 倍の誤りも正されたであろう。

しかし被上告人はそうしなかった、あとで出された投書に見られるよう冒頭と結語で、魚はエラからメチル水銀を摂取するとする考えは誤りであると強調しながら、内部ではそれについては一切ふれずに 125 倍の過大評価だけを論じた。そして副題は『「水俣病の科学」の誤り』とした。

この原稿を数人に見せたが「水俣病の科学」を敵視する人々は満足しなかった。彼らが望んだのは「水俣病の科学」には根本的な点において間違いがあるという評価だった。それをを用いて「水俣病の科学」を出版停止させたいと考えていたからである。「100 倍では出版停止にはできない。1 万倍でない」と言われたかも知れない。それにエラから摂取は間違いという冒頭や結言の主張と内容との不一致も指摘されたかも知れない。名誉と対面を重んずる被上告人が思いついたのは、藤木論文が誰の手にも渡っていないということを利用して、「水

俣病の科学」を敵視する人々に対し自分は藤木論文のデータを読み間違えていたとする言い訳だったであろう。すべてのデータを 100 分の 1 に訂正すると結論は 125 倍ではなく 12,500 倍となった。これを発表したのが水産学会への投書である。

この被上告人の投書を見て、水俣病の科学を敵視するグループの二人は日本評論社と毎日新聞社にこの投書を送り、学会論文で根本的誤りを指摘されているのだから、出版を停止し、毎日出版文化賞を取消せとせまった。ところが、上告人が重大な改ざんや結論逆転を指摘し、抵抗したのでこれらの要求は通らなかった。この二人は被上告人のだましに気づかずに行動に出て恥をかいたことになり、被上告人の信用はこの人達の間でひどく落ちたと思われる。

起死回生、失われた名誉を回復するために被上告人が考えたのが上告人を名誉毀損で訴えて勝訴することであった。絶対に勝つために必要だったのが投書の論旨をこっそり変えて反論の焦点を間違った方向に向けさせることだった。その準備はすでに「お詫びと訂正」の時にはじまっていた。

上告人は原審判決を聞くまでこの手品にだまされ続けたのである。

### 第 3 . 原審判決は基本的な諸点で憲法第 23 条の精神に従っていない恐れがある

原審の判決には憲法第 23 条に違反するいくつかの判示があるが、それを個々に指摘する前にこの原審判決は全体として見て、重大な検討の欠落、重要申立書証の無視、判断の偏向があることを指摘する。

#### 第 1 項 事実経過

原審の最初の問題点は、相争う名誉毀損事案を裁く際に一番必要な両者の重要行為の因果的経過がまったく把握されてない点である。事実経過は客観的なものなので、上告人がそれを行う。事実経過の系統的記述は、2008 年 6 月 16 日上告人が東京大学小宮山総長にあてた訴状に見られるので、それを利用する。この訴状は、被上告人が名誉毀損言辞の書証として提出したものであるが（甲 14）、記されている事実そのものには一切反論していないからである。それを引用文以外は原文を一切変えずに、時間順に分かち書きすると次のようになる。

- (1) 被上告人は最初の「水俣病の科学は間違い」という批判を同書を敵視するグループの間で行なった。
- (2) それを聞いた上告人が「私的討論」「公開討論」「批判と反論の同時掲載」を要求したが全部拒否された。
- (3) そして突然、学術誌の「会員の声」へ投書を行なった。それは①引用文献の完全隠蔽②引用データの改ざんと捏造③引用文献の結論の完全逆転であった。
- (4) 被上告人は『「水俣病の科学」の誤り』と題する学術誌への投書全文を研究業績として東京大学の自身のホームページに載せた。

(5) 被上告人のこの態度に危惧を感じた上告人は2008年2月15日東京大学評議委員会議長宛に「社会的対立にある問題について大学教授が発表する際の倫理について」と題する意見具申を行なった。その趣旨は次の通りであった。

たとえ根拠には虚構があるにせよ、これが「水俣病の科学」を敵視するグループによって、東京大学教授の学術論文として法廷に提出されると、その真偽は、裁判官を裁定者にして、代理人を介しての論争で決着をつける事態になる。しかし科学研究における真偽の決着は、科学の外の人にまかせるべきでなく、あくまで学問の府において科学者間の論争で決着をつけておかねばならない。そのため、大学は学問の府としての役割を果たせ、具体的には被上告人が拒否している公開討論を評議委員会主催で行なえ。これを意見具申したのであった。

この意見具申に対しては、即日、「評議会としては、意見具申は受け入れる制度がない」旨の拒否回答が総務理事よりあった。証拠書類をすべてそろえた申立書だったが、それに目を通した様子はない。この問題が法廷に持ちだされ、研究の真偽の判定が科学者の手をはなれてしまうという私の危惧にたいしては、同理事の理解を超えていたせいか一言の言及もなかった。

(6) この回答を受けてから10日後、上告人の想像していた事態は現実化した。日本評論社には出版差し止めを求める文書が、その前に、被上告人の研究論文を理由に毎日新聞社には出版文化賞授与の見直しを求める文書が来ていた。

ここで参考のため毎日新聞社に届いた申入れ書の主要部を引用する。

2007.12.11

毎日新聞社・編集局・書籍編集係 担当者 ●● 様 三森 信夫

『水俣病の科学』へ毎日出版文化賞を与えたことの見直しの件

問い合わせの動機（趣旨説明）

- ① 鈴木 譲 東大（院）教授の「日本水産学会誌 Vol.73 No.5 p.995」の投稿一収載を知り、『水俣病の科学』の毎日出版文化賞受賞は不当と思ったからです。（鈴木教授は、毎日出版文化賞を問題視しての投稿であることを、その冒頭に述べています。）（太字表示は上告人）
- ③ 『水俣病の科学』の推算と鈴木教授の指摘試算を見較べると、その数値差は測定誤差などで論じるようなものでないことは明白です。（桁違いどころか大桁違いで論理の基本から生じているものです。鈴木教授は素人でも理解出来るように平易に解説されています。）
- ⑤ 『水俣病の科学』では、第二章に於て、海のメチル水銀汚染から、魚への取り込み蓄積値を推算し、チッソ（株）水俣工場からのメチル水銀の排出放流量（値）を示しています。

次に、第三章でアセトアルデヒド製造プロセスで生成～排出していたメチル水銀量（値）を推算して示しています。

両者が一致することをもって（p-288）読者を信用させて（信用させようとして）います。

第二章の推算が明らかに間違っていることとなれば、第三章の推算も間違っていることになります。

即ち、『水俣病の科学』は全部間違っていることになります。第三章の推算は妥当であったが、第二章の推算（鈴木教授の指摘部分）が間違っていながら偶然第三章の推算値に一致したなどとは、とても考えられません。

- ⑥ 以上の様な考察から、鈴木教授のこの指摘論文を毎日新聞社として無視できないはず、と考えました。

（7）新聞社への賞取消し、出版社への出版停止の申し入れに対し、科学としての回答をし、科学を認めない反論に対し再回答をし沈静化する仕事は上告人が行なったが、それには丸丸3ヶ月をとられた。

（8）こういう事態になれば、上告人は被上告人に対し誹謗、中傷、名誉

毀損を理由に裁判を起こすことが出来たと思うがそうしなかった。その場合は、科学的真偽の判定を素人の裁判官に委ねるという科学にとって望ましくない事態となるからである。

そこで小宮山東大総長宛に訴状を出し、東京大学職員の不法な行為によって、名誉毀損と損害をうけた被害者として、東京大学がしかるべき当然の措置をとることを求めた。上告人が、訴訟によっても解決できる問題なのに、あえて東京大学の対処を求めた理由は、**学問研究の問題は、研究者の間で自律的に解決すべきであり、そのためには、東京大学は学問研究の府として、自ら責任を果たさねばならない**と思ったからである。

(9) 東京大学職員が他に対してなした不法行為であるから雇用者である東京大学がしかるべき処置をするべく求めたこの訴えは、評議委員会が受けつけるところとはならなかった。この件で濱田副学長（現総長）と面談した際、被上告人の行為が改ざんにあたるなら**東京大学科学研究者行動規範委員会に訴える道がある**と示唆され、それに従うことにした。

(10) 東京大学研究行動規範委員会の決定は2009年5月9日に知らされた。その審査結果は次の通りであった。

#### 審査結果

上記の申立ての内容は、本学の規則が適用対象としている「本学の教職員及び本学の施設設備の利用者が、**実験・観測・解析の手法を用いて行なった科学研究にける研究成果の作成**および報告の過程において行なったデータその他の研究結果の捏造、改ざんまたは盗用にあたる不正行為」に該当しないため、本学の科学研究者行動規範委員会規則の上で審理及び裁定を行なうことは困難と判断しました。

#### 付記事項

上記のとおり、本件は、本学が規定する科学研究者行動規範に照らし審

理・裁定すべきものではないものの、本委員会としては、被申立者の申立内容に係る一連の行動については、本学の教員として、自らの科学的な判断を公正公平な立場や視点で社会に示していたか、社会の意見や疑義に対して謙虚に耳を傾け誠意をもって対応していたかの点について、**研究者としての倫理観に問題があったと認識しています。**

この点について、大学として、被申立者に対し、改めて指摘を行なう必要があると考えております。また、水産学会誌への訂正文の掲載については、数値の訂正だけでなく、『「水俣病の科学」の誤り』というサブタイトルおよび「藤木らの報告」の引用手法が不適切だったことについての説明を含めること、または**ピュアレビューのかかる形の投稿論文**として出すことを検討するように促したいと考えております。（太字表示は上告人）

さらに付記には上告人が**要請した公開討論を行なわなかった理由**として次のように述べている。

なお、平成 21 年 8 月 30 日付け西村宛お送りした文書においては、ご両名が直接、純粹に学問的な議論をしていただくことを通して、お互いの誤解が解けるのを願ってそのような場をご提案させていただきました。討論の場を非公開として提案したのは、**公開討論とした時に、大きな社会問題となった水俣病に係わる多方面の利害関係者により、本来の争点から独り歩きし、予期せぬ事態が起こりかねないと危惧したから**です。この点につき、大学としての立場をご理解いただけることを願うとともに、今回の問題は、本来被申立者の投稿記事を掲載した日本水産学会が主体的に科学的な議論の場を設けて収束を図るべきものと考えますので、その点もご考慮いただければと考えております。（太字表示は上告人）

- (11) 上告人は東京大学の当該委員会が被上告人の投書を通常の研究ではないという理由でデータ改ざんの判断を避けたことに不満であった。被上告人は東大の自身のホームページでこれを最新の研究成果として発表していたからである。上告人は、**東京大学のこの態**

度を公開批判する目的で、該委員会の最終発表を、審議経過と共に一切の注釈なしで上告人のホームページに載せた。

(12) 被上告人は 2010 年 4 月 28 日上告人のホームページによって名誉毀損されたとして、上告人に対し 550 万円の金員の支払いを求める訴訟を東京地裁に起した。

(13) 2012 年 11 月 8 日東京地裁は上告人が被上告人に対し 330 万円の金員を支払うよう判決した。

## 第 2 項 対抗の基本構造と対抗の目的、理由、法的根拠

名誉毀損事件においては両者が対抗するその基本構造を正確につかむことが必要である。攻撃には対抗の権利があるからである。対抗の構造を明らかにした上は、それが対抗する目的と理由と法的根拠を知る必要がある。対抗にはそれぞれに法的根拠がある筈だが、その法的根拠が競合する場合、法の上下関係で選択を判断するのが裁判の大事な役目だからである。

原審の問題点はこの事件の対抗の構造は単純明瞭であるのにそれを見ていないことである。これができていないため、上告人が対抗した理由が全く認識されていない。

上告人は真理の決着は自己規律のある科学者集団（大学）の手で行なわれるべきで外からの介入を許してはならないという精神で一貫して行動し表現した。これこそが憲法第 23 条の精神なのに原審はそれを無視した疑いがある。

原審では欠落している対抗の構造と対抗の目的、理由、法的根拠を以下に示す。これが欠落しているために生じる重要な問題を論議するためである。

## 1) 対抗の構造

事実経過は明瞭に 3 段階に別けられる。第 1 段階は上告人の著書「水俣病の科学」が誤りとして攻撃される段階である。それは被上告人が公衆の前で行なった「水俣病の科学は誤り」という発言(1)にはじまり、最後は「水俣病の科学」を敵視する二人の人物が行なった毎日新聞社と日本評論社への賞取消しと出版停止の申し入れ(6)に至る段階である。この申し入れでは、被上告人が水産学会誌に発表した『「水俣病の科学」の誤り』と題する投書が、「水俣病の科学」の間違いを決定的に明らかにした学術論文として唯一の強い根拠となっている。

第 2 段階は上告人が「水俣病の科学」への攻撃を「学問の自由」と「大学の自治」の立場に立って守ろうとした段階である。まず上告人は被上告人との見解の違いを科学論争で決着つけるため、大学に公開討論の場を設けることを要請した。これは被上告人の投書が同書を敵視するグループによって法廷に持出され、学術論文として「水俣病の科学」を全面的に否定する根拠に使われることを恐れたからである。その前に公開論争で決着をつけて置くべきと考えたからである。しかしその直後に、被上告人の投書を唯一の根拠として、「水俣病の科学」への賞取消し、同書出版停止の要求があり、その鎮静化に 3 ヶ月を要した。ふつうならここで、被上告人に対し名誉毀損の訴えを起こすはずだが、上告人はしなかった。大学人として、争いは法廷に持ち込まず、大学の内部規律に従って解決すべきだと思ったからである。そこで被上告人の研究発表における研究倫理逸脱に絞って訴状を小宮山東京大学総長に送った(7)。訴状の題名は「鈴木教授の研究者倫理の犯罪的逸脱に対し東京大学の対処を求める訴状」であった。この訴状はこのままでは受け付けられず、問題を「データ改ざん」に絞って東京大学科学研究行動規範委員会に処分の申し立てを行なった。これに対し、委員会は被上告人の投書は正規の科学研究成果発表にあたらぬという理由で改ざんの判定と処分を避けた。ただし、被上告人の一連の行動については研究者としての倫理観に問題があったとの認識を明記し

た。上告人はこの結論には満足ではなかったが、東京大学の態度を公開批判する目的で、審査経過と結論を一切の注釈なしに上告人のホームページに載せた。

**第3段階は被上告人による名誉毀損提訴と判決**である。上告人がホームページに載せた東京大学科学研究行動規範委員会の審査経過には上告人が公開討論を開くことを求めた申立書、被上告人の研究者倫理逸脱の公表と投書の撤回を求めた小宮山総長宛訴状および申立書Ⅱが含まれていたが、被上告人はそれが名誉毀損にあたるとして上告人に550万円の支払いを求める訴えを2010年4月28日東京地裁に起した。訴状では上記6文書の内容ではなく、表現だけが問題にされた。たとえば小宮山総長宛訴状の題名は「鈴木教授の研究者倫理の犯罪的逸脱・・・」となっていたがこの犯罪的という形容詞だけが問題とされた。また上記6文書はいずれも東京大学評議委員会あるいは東京大学総長、科学研究行動規範委員会に宛てたものであるのに、いずれもこれを一般人が読んだらどう感ずるかという観点から名誉毀損が訴えられた。これに対し裁判所は、被上告人の訴えをほとんど全部そのまま受け入れて、上告人が330万円を被上告人に支払う判決を2012年11月8日に行なった。

## 2) 「水俣病の科学」を敵視するグループの存在、目的、理由

本事件の基本構図は、「水俣病の科学」を絶版にしようとする人々とその根拠である被上告人の投書の科学的誤りを大学に認めさせようとした上告人の抗争である。被上告人が故意であったかどうかとは関係なくその投書が賞取消しと絶版を要求する唯一の根拠となっている。

### (1) 「水俣病の科学」を敵視するグループの存在（その証明）

明確な証明として 東京大学科学研究行動規範委員長からの審査結果通知（第1項(10)）がある。最後で委員長は「公開討論を認めなか

った理由は、大きな社会問題となった水俣病に係わる多方面の利害関係者により予期せぬことが起こりかねないと危惧したからです」と認めている。

## (2) 敵視するグループの目的は「水俣病の科学」の存在の抹消

その証拠は、水俣病を知るためにもっともよく利用される **Wikipedia** の「水俣病」に見ることができる。これは明らかにグループによって書かれたもので、次のような抹消操作がある。

- ①16点挙げられている参考文献の中には毎日出版文化賞を受け、1万部以上出版された「水俣病の科学」は挙げられていない。
- ②チッソ水俣工場では、第二次世界大戦前からアセトアルデヒドの生産を行っていたにもかかわらず、なぜ1950年過ぎから有機水銀中毒が発生したのかは長期にわたってその原因が不明とされてきた。それを理論的に完全に解明したのが「水俣病の科学」だが **Wikipedia** にはそれについては「決定的な理論はまだ出現していない」と読者の目から「水俣病の科学」を完全に抹消している。
- ③「水俣病の科学」の名は消せても真実は消せない。**Wikipedia** は1950年頃からの患者の大量発生の原因はチッソが行なった生産方法の変更によると考えられるとし、具体的には助触媒として使用していた二酸化マンガンを硫化第2鉄に変更したためにメチル水銀を多く発生させることになり、それが排水として流されたと考えられるとしている。「考えられる」とは執筆者自身が考えたとの意味だが、それはありえない。50年間、日本の化学者が誰一人答えられなかった謎である。それに完全に答えたのは「水俣病の科学」の著者である。その結論をそっくり引用し、原典を挙げていない。これがグループが遂行する抹消である。

## (3) 被上告人はグループ内に影響力を持っていた

被上告人は水俣病フォーラムの会員であったとは認めているが、宮澤信雄（「水俣病の科学」の出版停止を求めた人物）など「水俣病の科

学」を敵視した主要人物との知己は否定した（本人調書）。しかし敵視するグループの間で大きな影響力を持っていたことは次の事実から知れる。

- ①上記(2)②の「決定的な理論はまだ出現していない」の脚注を見ると参考文献にない「水俣病の科学」の名を挙げて次のように書かれている。「ただし本書の正確性については、鈴木譲や宮沢信雄から批判があり、著者と論争になっている。」文献名も挙げずに宮沢信雄の名と共に挙げられていることは、被上告人がグループ内では「水俣病の科学」抹消の学術的根拠として影響力を持ったことを示している。
- ②被上告人は『「水俣病の科学」の誤り』と題した投書の冒頭を次のように始めている。

「そもそも魚はどのように水銀を蓄積するのであろうか。一般に、メチル水銀は食物連鎖による生物濃縮により蓄積される、すなわち消化管経由と考えられてきた。しかし、西村肇・岡本達明氏がその著書「水俣病の科学」の中で、メチル水銀は鰓を通じて海水から直接取り込まれると主張したことが波紋を広げている。この説は魚類生理学の立場から見れば明らかに誤りである。慧眼の会員諸氏には無用のことかもしれないが、毎日出版文化賞受賞ということもあって、この説が水俣病に関わる人々にかかなり広く浸透し混乱を与えていることから、ここにその誤りを正し広く注意を喚起したいと考え、話題提供することとした。」（太字表示は上告人）

「水俣病の科学」を読んで混乱を覚える人とは、「水俣病事件四十年」の著者宮澤信雄氏が説く「水俣病の原因」説を信じて来た人だろう。被上告人は宮澤氏の脇に立って上告人著書の誤りを正すと宣言している。

#### (4) グループが「水俣病の科学」を敵視する理由

「水俣病の科学」を敵視するグループは同書を抹消することが目的だから抹消したい理由を公言することはない。しかし上告人は、同グループのリーダ的存在であった宮澤信雄氏（故人）とはかつて存在し

た「水俣病研究会」に共に所属し、「水俣病の科学」の出版された 2001 年前後は意見が違ふ点についてはよく討論したので、少なくとも宮澤氏がなぜ「水俣病の科学」を許しがたい書と断じていたかはわかる。

出発点は、宮澤氏が水俣病の原因としてチッソが不知火海全域を汚染し、不知火海沿岸全域で汚染魚が発生し水俣病患者が発生したと考えていたことである。ここで同氏はチッソが排出したメチル水銀量を示さなかったし、チッソ廃水が不知火海全域に広がった拡散の機構を示さなかった、海水の汚染濃度も示さなかった。これに対し上告人は 1951 年から 61 年の間にチッソが排出したメチル水銀量は年間平均して 60kg であったこと、水俣に放出されたこのチッソ排水は海水の表面を流れて水俣湾の表層水を汚染し、その濃度レベルはメチル水銀濃度 10ppm の汚染カタクチイワシを生むほどであったと定量的に示した。海水の表面を流れて水俣湾を出た排水は不知火海（5km×40km）に広がった筈だが不知火海は面積が水俣湾の約 300 倍であり、海流の流れ方も不明なので濃度推定は行なわなかった。

宮澤氏はチッソ排水が海水の表面を流れて水俣湾を中心に不知火海に拡がるという上告人の説に猛烈に反対した。排水は一旦海中にもぐり、不知火海の中心で浮き上がり、不知火海沿岸を一様に汚染すると主張した。水俣湾同様の汚染は不知火海沿岸各地にある筈との考えである。これが水俣病患者は不知火海沿岸全域にいる筈であり、それを発掘し、告発せねばならないという氏の主張の根拠であった。これが「水俣病の科学」を抹消しなければならない理由であろう。

## （5）その法的根拠

このグループの出発原理は不知火海にいるはずの未自覚未訴訟の水俣病患者を救済せねばならないという責務感である。その憲法上の根拠は憲法 13 条である。しかしグループは著作「水俣病の科学」をこの幸福追求権を邪魔するものという理由で訴えはしなかった。それは表現の自由に反するからである。実際に行なわれたことは上告人が被上告人の出した文書およびその態度について自治によって学問の自由を

守るべき大学に対して措置を求めた訴状を被上告人への名誉毀損として訴えたことである。

### 3) 上告人が対抗する目的、理由、法的根拠

#### (1) 上告人の対抗の目的

上告人の目的は単純明確である。被上告人の「水俣病の科学の誤り」と題する文書の真理性と研究者倫理性の判断を研究者の自治体である大学に持ち込むことである。そのために上述の「対抗の構造」の第2段階で記述した行動をした。

#### (2) 上告人が被上告人の投書への大学の判断と処分を求めた理由

理由は二つある。第一は大学人の科学者倫理逸脱を正すのは、大学人の責務だからであり、第二は投書が、大学での判断を受ける前に、法廷に持出されるのを恐れたからである。

##### ①被上告人の科学者倫理逸脱を正すのは、大学人の責務である

被上告人は他者の研究を批判する場合、科学者なら絶対に守るべき倫理（私的討論、公開討論、査読ある研究誌への投稿）を全て拒否しておいて、読者が見られない文献を利用し、その結論を逆転し、データを改ざんして『「水俣病の科学」の誤り』と題する投書を学術誌に掲載した。これは上告人の著書を敵視する人々を助ける行為であった。これは科学の真理を守ることで、社会の対立と混乱を収めることを期待されている大学教授には、許されない行為であった。大学は自らの自律作用でこれを正すべきであり、それを助けるのが大学人である上告人の務めと考えた。

##### ②投書が、「水俣病の科学」を敵視するグループに利用され法廷に持出されることへの危惧

第二は危惧と恐れである。まず被上告人の投書が「水俣病の科学」

を敵視する人々によって利用される可能性を危惧した。その場合、一番恐れたのは、不知火海沿岸で未認定患者の認定訴訟に持ち出され、不知火海の一帯汚染を主張する原告が汚染は水俣湾を中心に広がったと述べている上告人の著書を否定するために被上告人の投書を援用する場合である。その時は上告人の著書と被上告人の投書のどちらが正しいかの判定が司法の手に任せられることになる。それを避けるためには、その前に被上告人の投書の科学的真偽について科学者の自律集団である大学の判定を得ておかねばならない。その理由で行なったのが、上に述べた東京大学への3段階の申立と訴えの理由であった。

### ③危惧は現実であった

上告人のこの危惧は思い過ごしであり、対応は過剰であるとの批判があるかも知れないが、危惧が現実であることは上告人の東京大学への第1回の申し立て後ただちに明らかになった。グループのリーダー的存在である宮澤信雄氏が日本評論社に「水俣病の科学」の出版停止を、このグループに近いと思われる科学技術に詳しい三森信夫氏が毎日新聞社に同書への毎日出版文化賞の取消しを求めたからである。いずれも被上告人の投書を根拠としてである。裁判の場で争う前に存在そのものを抹消する挙に出たのである。彼らに対しては上告人が科学的根拠から被上告人の文書を徹底的に批判したので同書は残り、同賞も残った。したがって今後も裁判の場に持ち出される可能性が残っている。

## 第4 科学者間に意見の違いがある問題を裁判で取上げた 場合、取扱い方によっては科学の体系をゆがめる可能性と その原因について

### 1) 科学者間に意見の違いがある問題が法廷に持ち出される場合とは

科学者間に意見の違いがある問題が法廷に出される場合は大きく分けて二つある。第1は、第三者の訴訟において、意見の対立がある一方の科学者の意見が、訴訟した第三者の主張を支持する科学的根拠として提出された場合である。これは上で示したように上告人が危惧をいだいたケースであり、社会的に見ればその影響の点で次の第2のケースよりはるかに重い問題である。第2は名誉毀損のケースである。これには二つの場合がある。ひとつは科学者間の争いで、一方が他方を訴えるケースである。もうひとつは学者の自律的集団には属さない第三者が科学者を訴えるケースである。以下、社会的により重要な第1の問題から論ずる。

### 2) 対立する科学的見解の一つが裁判に主張の根拠として持ち込まれる ことを恐れる理由としての例 水俣病関西訴訟

科学者の説が争う一方の側によって裁判に利用されると裁判所はその説とそれに反する説のいずれが真理であるかについて判決による決着をせまられ、結果として学問の真理体系の中に決定的に介入することになる。これは学問の自由にとって由々しいことである。

実際にそれは身近で起こったことである。それは、ここで「水俣病の科学」を敵視する人々と呼んだ人達の一部が強く関与した水俣病関西訴訟である。原告は一審、控訴審、上告審で勝った。争点はいくつかあるが、「科学と裁判」の問題に関係するのは、水俣病か否かの「認定基準」の問題である。1977年に出された国の認定基準は、感覚障害、運動失調、視野狭窄、聴力障害など症状2つ以上となっていた。

これに対し原告はこの認定基準は間違いであり、感覚障害だけで水俣病と認定できると主張し、その学理的根拠として浴野成生教授の水俣病病像論が提出された。それまでの水俣病病像論も認定基準も神経病理学者によるものだったが、浴野氏は病理学者でなく、病理解剖の経験もなかったが、文献研究だけで感覚障害の原因部位である大脳を中心後回の損傷こそが水俣病であり、したがって感覚障害だけで水俣病と認定できると主張した。これに対し病理学者は病理解剖の所見から中心後回に病変の見られる患者のほとんどすべてには視野分野、聴覚分野、小脳のいずれかに病変が見られるので 1977 年の認定基準は間違いではないと主張した。この対立の中で最高裁は病理学者の意見を斥けて浴野説に軍配を挙げ、1977 年基準は限定的に解釈されるべきであり、症状の一部しか有しないものでもメチル水銀の健康影響を認めた。

ここで最高裁が 1977 年基準は絶対的なものとするべきでなく適合しない場合も認めるべきとした判断はよいが、その根拠を浴野説に置いたのは間違いである。最高裁判例を科学の世界に持ち込むことで大きな歪（ひずみ）を科学の中に作ってしまったからである。浴野説は病理解剖の専門家が集まる神経病理学会ではまったく認められない。反対に精神神経学会では 100%浴野支持だと聞いた。判決後は当然それまで補償を求めてこなかった人からの訴えが急増した。未認定患者で作る不知火海患者会も 2,100 人が提訴した。この認定をする病理学者はどんな気持ちで認定するのだろうか。それより医学部の病理学の授業ではどう教えるのであろう。それは大学の自治だから勝手に教えられるとしても医師国家試験の正解はどうなるのか。なにしろ最高裁判決は変更できないから重い。

浴野熊大教授と病理学者の衛藤光明水俣病研究センター所長（元）とは鋭く対立した人である。しかし私は両方と親しい。「水俣病の科学」出版までは浴野氏は家に泊りに来る程の友人だったし、以後は衛藤氏とは時々電話をする仲である。二人が完全対立するのを見て共通の友人として次のように書いたことがある。

「説が相対立する時、真理を確立するには時間をかけて、どちらが本物であるかをあぶり出していくしかありません。それには揚げ足取りのディベートは不適です。一緒に食事して寝て三日も議論すれば大抵のことは共通合意に達します。私は二人とは共通の友人なので、是非そういう場を実現したいと考えています。」

そう書いた本当の理由は、私は剖検（病理解剖）写真を多数見て、水俣病の本当の病像を知っているからである。それは、中心後回がメチル水銀による損傷を受けた場合、損傷がそこに限られる例がないではないがそれは少なく、大抵は2ヵ所以上の損傷を受けている。衛藤氏はすでに中心後回だけの例を認めているし、浴野氏は剖検の多数実例を見れば多数例がそうであることは否定しないだろう。

「素直にならなければ科学にはならない」これが対立する科学主張を裁判に持ち込んでではない理由である。反論ある科学主張ならそれは使わずに争いを解決すべきである。

### 3) 対立する科学者の意見について、裁判官が裁判の場で行なう「どちらが正しいのか」の判定が科学の体系に受け入れられないその理由

裁判の場に持ち出された対立する科学者の意見について、非常に優れた裁判官が心血をそそいでどちらが正しいかを判定したとしても、それが圧倒的多数の科学者の判断と一致し、科学的な判断として科学の体系の一部に組み込まれることは期待できない。期待できない理由は二つある。第1はそれが裁判という場で行なわれたという事情である。裁判は当事者にとっては勝負の場であり、真理探究の場ではない。そこで裁判官がいかに真理に近づこうと思っても素直な協力は期待しがたい。第2は裁判官と科学者は対象把握、言語意味、論証法など思考の基本において根本的に違う点があり、裁判官がいかに努力しても科学と科学者を本格的に理解することは望みえないことである。まして二人の科学者の意見について科学の体系から見て「どちらが正しいか」を正しく判定することは望みえない。この点について重要な問題

を 2 点指摘したい。

### (1) 科学者と裁判官との思考方法論証方法の根本的な違いがあるから

上告人は理論物理専攻であるが、理論物理の方法を使って、自動車排ガス、水俣病、原発事故などの社会問題を研究し、それを一般人にもわかる著書、論文にして発表してきた。その結果、問題を科学として捉える時の思考方法、論証方法と一般人にもわかる著書にした時の表現方法とのギャップについて常に考えさせられて来た。その違いは次の 3 点に集約できる。

#### ①全体像の重要性の違い

自然科学は自然を何一つ孤立することなくつながった一つの体系と見なす認識である。たとえば網目で作られた鳥かごのように見る。科学の全体像の特徴は 2 点を結ぶどのルートを通ろうと結論が同じになることである（違えば大発見になる）。個々の科学者はそう認識していなくても、科学としては全体像認識が一番の基本である。

これに対し、司法関係者にはこのような全体像認識はとぼしい。むしろ、複雑な全体を勝手に切ってバラバラに孤立させ、それで判断を容易にすることに努力しているように見える。

原審判決はその典型である。問題の構造についての認識の努力がまったくない。分断して判断することの妥当性の検討がまったくない。また分断した問題のうち被上告人本訴の訴訟点だけを取り上げ、上告人の反訴の訴訟点は全く無視している。これらの点が問題である。

#### ②思考における言語の意味役割の違い

科学者は実物観察、実験、理論計算をそのまま頭に入れ、頭の中で全部を組み立てて考える。言語で考えるのではない。言語はモノを指示し、頭の中の思考過程を表現する手段である。これに対し、科学研究の経験がない司法関係者が科学の問題を扱う時は、辞書による定義で理解した科学用語と言語論理で考える。

上告人はこのことについて「自然科学者と文科系との間の深い溝」と副題した論文を書いた（「環」Vol.25,2006、乙 30）。その後千葉大斉藤恭一教授の協力をえて、それを実証する調査を行った。化学系大学院生 30 人と文科系エリート（大企業管理職）10 人を選んで文科系向けに書いた科学文献の理解度調査を行ない比較した。方法としては「環」に掲載した「水俣病の科学」の第 3 章の要約 5 ページ（うち 3 ページは図と表）を読ませ、その後、「なぜ操業開始 20 年後に突然起きたか」「なぜ水俣だけで起きたか」など 3 つの質問をして答えを書かせ、それを斎藤が採点した。結果は大学院生が 96 点に対し文科系エリートはバラつきは大きいが平均 30 点であった。ただ興味深いのは質問を知ったあと、もう一度読ませて答えを書かせたところ一回目は 35 点、30 点だが 2 回目は 90 点、80 点を出す人がいたことである。これは、この人達が文献を読んでそれが素直に頭に入るような形では科学を理解していないことを示している。しかし、問題を与えられ、キーワードの形でそれが与えられると、そのキーワードを核にして、文献の趣旨を意味ある構造として組み上げてしまう論理的構成能力が非常にすぐれていることを示している。言語的思考能力といってもよい。しかし、その結果がどれほど完璧に近くても、それは科学のわかる人が科学がわかっていることとは全く別のことといえよう。

裁判官は知的能力高く、仮に文献の範囲を指定して科学の試験をすれば高得点を挙げることは間違いないと思われるが、それは科学が分かっていることとは違う。その人が科学者の争いにおいて「どちらが正しいか」に正しい答えを与えうるとは限らない。裁判で裁判官が見るのは科学者同志の討論ではなく、双方の代理人が提出する書類だけである。そうなると問題は科学的にどちらが正しいかから離れて、相手の弱点を突ける範囲に問題を引きずりこんでの代理人のディベートの腕の勝負になろう。

### ③ 論証方法の根本的違い

自然科学者同士の討論における論証方法が司法関係者とまったく違

う点は2点ある。第1はディベートは議論によって相手に勝つことである。もっとも強力な方法は相手が暗黙のうちに前提としている論拠にもとづいて厳密な論理を展開すると相手の主張とは矛盾する結論になることを示すことである。これは論理を使って論理に弱い相手を倒すことだが自然科学者の討論ではこの方法は使わない。自然科学者は誰も基本的な論理思考に習熟しており、自然科学者の主張の中に論理矛盾があることは期待できないからである。

したがってまともな科学者の間の討論では意見の違いを言い争う論争はない。基本は、何か主張している者に対し批判者は焦点をしぼって「科学的物証」の提出を要求する。もし提出されれば主張者の勝ち、提出できなければ主張者の負けというだけである。ほかに一切の議論、論争の必要はない。

ここでいう「科学的物証」とは、司法関係者が使う文献、記録などの書証とは違う。科学的物証と認められるのは実物、実験結果、目の前で行なう理論計算だけである。つまり一切の議論なしに勝敗を決着できる証拠だけである。たしかに実験結果が出たという主張に対しては「もう一度実験をして見せなさい」で十分である。できなければ免職になった例がある。理論計算もそれが「科学的物証であるためには黒板を使って批判者の前で行なわなければならない。シミュレーション計算は物証にはならない。

## (2) 裁判に主張の根拠として持ち込まれた科学者の意見には作為不作為のトリックの可能性があり、裁判官がそれを見抜くのは困難である

裁判は真理発見の場ではなく、勝負の場である。助力を求められた科学者もそのことは十分承知である。勝負の必要性から科学者でもある程度のトリックはやる。軽い順に並べると、

- ①自身に都合悪いデータ、文献は無視し引用言及しない
- ②引用に際し、データを改ざんする
- ③引用に際し、結論を変更する

このうち、①は研究者の評判としては傷がつくが犯罪ではない。②③は悪質で犯罪性を疑われる。

上述の水俣病関西訴訟のケースでは浴野氏はメチル水銀による「中心後回」の損傷が水俣病であることを主張したが、「中心後回」に損傷がある大部分の水俣病患者では少なくとも1か所他の部位に損傷があるという病理学者の剖検は無視した。その結果、大部分の水俣病患者では感覚障害だけがあるような印象を作った。こうしておいて感覚障害だけを見れば水俣病と認定できるという結論に導いたのである。この重要な言及欠落は裁判官が気づくべきであったが、それはしていない。

犯罪性の疑われる②③のトリックは被上告人がその投書において使った方法である。1審裁判官はこれに気づかなかつたばかりでなく、早くそれに気づいてそのトリックの犯罪性を東京大学に告発した上告人を、上告人が告発文に使った犯罪的という形容詞ゆえに上告人の敗訴とし、上告人に330万円の支払いを命じた。

これは裁判官以外の誰が考えても理不尽な決定である。事件の全体を理解せず、科学をまったく理解しない裁判官が名誉毀損の枠だけに限って行なった決定で、それが基本的に憲法第23条を侵すことに気づいていない。

## 第 5

第 1 に憲法第 23 条の原則とその運用ルールから見て、それに違反する原審判決は棄却されるべきである。第 2 に憲法第 23 条の精神から生まれた科学者の信念を尊重し、被上告人の上告人への名誉毀損提訴は却下されるべきである

第 1 項 原審判決は次の二つの理由から憲法第 23 条の原則と運用ルールに違反しており、棄却されるべきである

原審判決が憲法第 23 条に違反している第 1 の点は、本件は学問の自由のための自治を重んじて、学問の問題を決して裁判所に持ち込まないことを信条としているごく普通の科学者が裁判好きの特異な科学者から名誉毀損で訴えられた特殊なケースであるのに、原審はこの点への理解と配慮をまったく欠き、一般の名誉毀損と同じ扱いをした点にある。その結果、まったく裁判での対応を考えてなかった科学者が突然に巧く計画された訴訟への反論をせまられ、非常な不利を蒙ったのである。具体的には、本件は『「水俣病の科学」の誤り』と題する被上告人の投書が発点であり、それを根拠に同書の出版停止、毎日文化賞の取消し要求が起こった。被上告人による名誉毀損事件であるが、上告人はそれを科学者の研究行動における倫理違反に問題を絞って上告人と被上告人が共に属する東京大学に提訴した。誰が見ても明らかのように、これは被上告人が上告人の著書に対して行った名誉毀損行為である。上告人はこれを裁判所に訴えることはしなかった。学問の自由を守る信念からである。

被上告人の提訴によって裁判になってはじめは反論だけをしたが、本件が被上告人の上告人への名誉毀損行為によって始まったことを認めてもらうには反訴が必要なことに気づき、しばらくして反訴を行った。ところが原審は被上告人の上告人への名誉毀損をまったく認めなかった。これは、はじめに起こった被上告人の名誉毀損を訴訟しなかったのは、上告人の学問の自由を守るための信念に由来することを全く理解できなかったためである。原審は事件の経過を正確に把握する努力をせず、本

件全体の原因である「被上告人の上告人への名誉毀損」を一切認めなかった。その結果が上告人の敗訴である。

このことは科学者は、ごく特別な例を除いては、学問の自由と独立を守る信念から、科学者間の争いを裁判所に持ち込むことは絶対に考えないという厳然たる事実を完全無視した誤った判断である。それは単なる誤りではなく、自律的科学者の集団に自治を任せる根拠になっている憲法第 23 条に敵対する誤りである。

原審判決が憲法 23 条に違反している第 2 の点は、被上告人の『「水俣病の科学」の誤り』と題する本件投書が、その内容において研究発表における科学者倫理を大きく逸脱しており、学術的批判とは到底言えない中傷文書であることを主張し、これを証するために同僚科学者による査読書とそれを審査した権威ある科学者による支持署名を裁判所に提出した。それにもかかわらず、これを完全無視し、被上告人の倫理不正を完全に否定する判断を裁判官の心証で行い、それを判決の基礎とした点である。つまり、科学者の総意ともいえるべき判断に対して、裁判官個人の判断をその上に置いてこれを否定したのである。これは憲法第 23 条の原則の公然無視と敵対であり判決として許されるべきではない。

以上の点を具体的に説明する。上告人が、被上告人が書いた本件投書について第 1 審において度重ね主張したことは、それが絶対に入手不可能な文献を引用文献として用い、その文献のデータを改ざんし、結論を逆転してあたかもそれが文献の内容と結論とは正反対である自説を支持する文献のように思わせる欺瞞引用だという点である。1 審ではこの点を何回か主張しようとした。しかしたとえ改ざんを具体的に説明しようとして科学用語を使った陳述を始めると「裁判では科学の内容には立ち入りませんからそれはやめて下さい」というような理由をつけて説明を中止させられた。それでいて判決では「被上告人の投稿の内容は本件書籍（「水俣病の科学」）に記載された科学的見解を学問的見地から批判したものである」と被上告人の投書の学問的価値について上告人の科学者としての主張を完全に否定する判断を示し、これを被上告人勝訴の根

拠とした。

科学論文の学問的価値について裁判官が科学者大多数の判断とはかけ離れた判断を下すのを防ぐため、控訴審に於いては3人の同僚科学者が本件投書を学会に提出された研究論文と同じに見て審査した「査読書」とこれをその内容を科学的に審査できる学会最高の権威者と実力者36名に送って審査を依頼し返ってきた29名の支持書を裁判所に提出した。7ページにおよぶこの査読書の末尾には結論として「それらの内容は全くと言えるほどに根拠がなく、不正引用や数値改変を併せ考えると、この投書は学術的論説とは到底言えないものであると判断される。」と書かれている。そしてこの査読書の結論を小宮山宏元東大総長、中西準子元産業総合研究所リスク管理センター長、衛藤光明元水俣病センター所長を含む学会の最高権威と実力者29名が認めたのである。いわば本件投書の学問的価値に関する科学者の総意がここに提出されたのである。

ところが原審はこれについて1行も触れることなく完全無視し、その代わり被上告人の科学者倫理逸脱を認めない論拠として、被上告人の行為は「故意ではない」という判断を示し、これで被上告人の投書の研究者倫理逸脱を否定した。つまり被上告人の研究者倫理逸脱について科学者の総意とも言うべき判断の上に裁判官の判断を置いて判決としたのである。これは憲法第23条の原則的精神と運用ルールへの重大な違反である。

**第2項 学問の自由を守るために自治を任されている科学者の自律集団に属する科学者同志の問題に名誉毀損（民事）を適用すべきではない。被上告人による上告人への名誉毀損訴訟自体が却下されるべきである**

**1) 科学者の名誉毀損を名誉毀損裁判(民事)で裁くことは筋違いである**

科学者の名誉は金銭でははかりがたいものである。したがって名誉毀損は名誉で回復すべきである。名誉の毀損を金銭で回復をすること

をはかる名誉毀損（民事）に持ち込むことは筋違いである。名誉毀損と確信するなら名誉毀損罪（刑法）で訴えるべきである。

## 2) 学問の自由を守るために自治を任された科学者の自律集団に属する科学者に対しては民事訴訟への対応を強制することは憲法第 23 条に違反する

学問の自由を守るための自治を任された科学者の自律集団に属する科学者は、科学者同士の意見の対立にとまなう問題の解決や科学者の研究行動における倫理逸脱への処罰について司法に頼らず科学者自治体内部で解決することを信念としている。特に自然科学者は科学者同士の問題を裁判所に持ちこんで裁判官に判断してもらうことを拒否する。そのような中で特異な科学者があらわれて、名誉毀損民事裁判を提訴しても、学問の自由を守る観念から民事裁判を拒否している科学者が民事訴訟への対応を強制されるいわれはない。被提訴者が学問的信念に従って拒否しても提訴者には名誉毀損罪（刑事）で訴える余地が残されているからである。この点科学者による他科学者への名誉毀損訴訟は一般の人々の間の名誉毀損訴訟とはまったく異なった取扱いがなされるべきである。被告訴者が民事裁判を拒否するなら提訴自体が却下されるべきである。

### 第 3 項 〔国外参考事例〕 英国では「科学者に名誉毀損を適用させない」運動に強い支持が集まり、2013 年ついに名誉毀損法が改正された

#### 1) 名誉毀損法改正の概要

2009 年、英国で科学者と科学ジャーナリストが起ち上がり名誉毀損法（民法）を批判する運動を起こした。目的ははっきりしていた。薬害問題、環境問題など科学が社会に関係する問題について科学者や科

学ジャーナリストが一般人に向けて科学としての真実を書くと、それによって打撃を受けた企業や団体が名誉毀損で訴えて来るようになった。英国の場合、名誉毀損訴訟は長期巨額の費用がかかることで有名なので、科学者は名誉毀損で訴えられるとたいがい引き下がってしまう。このため社会に必要な科学的真実が抑えられる恐れが顕著になった。これを改めるために科学の問題には名誉毀損を持ち込ませないようにしようという運動である。だから運動の名前は **Keep Libel Laws out of Science** である。

この運動は **Taverne** 卿が率いる知的集団 **Sense about Science**（正しい科学理解）によって組織化推進され、英国の第3党（支持率 25%）**Liberal Democrats** の党首 **Nick Clegg**（現副首相）が強力に支持した。その結果、運動が望んだ方向での名誉毀損法の改正が 2013 年に実現した（**Defamation Act 2013**）。

この運動の主張は本上告の主張と基本的には同じで参考になる点が多いが、その目標と理由は細かい点では本上告とは異なる。本上告は名誉毀損の適用をさけるべき範囲を科学者同士に限っているが、運動ではさけるべき範囲を科学者、科学ジャーナリストに対する第三者からの名誉毀損訴訟にまで広げている。そのため、主張の根拠となる原理も違っている。本上告はその理由をもっぱら学問の自由を守るための科学者自律集団の自治に置いた。これに対して運動はその理由を社会のために科学者の真実な表現が必要であることに置き、それが **Libel Law**（英国の以前の名誉毀損法）という原理不明な習慣的法手続きによってさまたげられないことを要求した。そして解決方向として科学者集団が意見の違いの中から真実を見分けるのに使っている合理的な方向によるべきことを主張したのである。つまり、「科学的合理性」の立場から「習慣の非合理」をしりぞけることを主張したのである。

この結果、**Libel Laws** は **Defamation Act** に改正されたが、改正がねらった主な点は二つである。一つは名誉毀損の訴訟を起こりにくくすること、第2は裁判手続きを科学者集団の手続きに見習って合理化、短縮し、旧法における長期化と巨額費用をさけることである。

そのための改正の大きな点が二つある。一つは名誉毀損を訴える毀損を **Serious Harm**（深刻な実損失）に限ったことである。会社なら決算にあらわれた損失でなければならない。第 2 はさらに重要な点で、訴訟文書の中で名誉毀損行為とされている事項について、それが科学的に「真」であることを被告が証明すれば免責されること、もし一つ以上の訴訟事項が「真」でなく、申し立てられている名誉毀損が深刻な実損に当たらないなら被告は敗訴はしないことが明記されている。ここで「真」と「証明」が重要であるが、これは運動を推進した”Sense about Science”の中心概念であり、「科学的に真」「科学的物証による証明」の意味である。

## 2) 名誉毀損法改正までの経過と改正の主要点

以下 **Keep Libel Laws out of Science** の運動の経過の中から本上告に密接に関係する点をまとめておく。

### (1) 運動の原因となった **Simon Singh** 事件とは

**Simon Singh** は英国で非常に影響力のある科学ジャーナリスト。彼は 2008 年 4 月に **Guardian** に **Trick Treaty**(ごまかし診療)と題する論説を發表し、**Chiropractic**(脊柱矯正療法)は小児喘息などには効かないと具体的な事例で **Chiropractic** を批判した。これに対し **Chiropractic** 学会は名誉毀損で **Simon Singh** 個人を訴えた。

この第一審で、被告である **Singh** は裁判長の訴訟指揮から自分が不利であると感じた。そして **Appeal Court**(控訴裁判所)へ訴え却下されたが、この点を不満として再度 **Appeal Court** に訴え、徹底抗戦に出た。この時点でこの問題は多くの科学者、科学ジャーナリストの知るところとなった。

### (2) **Simon Singh** はなぜ徹底抗戦に出たか

当時の英国の名誉毀損法のもとでは、名誉毀損裁判は本格的に対抗

すると長い期間と莫大な費用がかかり、ほとんどの場合被告が敗訴になることが知られていた。そのため、金銭的余裕のない科学者や科学ジャーナリスト個人は訴えられればあきらめて敗訴を認め、そのあとの執筆をやめるのが通例であった。Simon Singh は、金のかかりすぎる英国のこの名誉毀損法制度は、科学の問題では、論争があれば当事者同士の自由な意見表明と証拠提出によって論争に決着をつけ、真理に近づくという科学の世界のルールの実現を著しく妨げるものであり、改められなければならないとして立ち上がったのである。従来もそう考えた者は多かっただろうが、費用がかかり過ぎてできなかった。この抗戦に Singh は個人として立ち上がった。その時点までに、Singh が奥さんの同意を得て使った費用は 1,300 万円と報告している。

Singh の主張は名誉毀損法の廃止ではなく、訴訟にかかる費用の大幅削減と期間の大幅短縮である。さらに、現在被告に課せられている証明義務を大幅に原告の義務とすることである。そうすれば、まず簡単に名誉毀損訴訟を起こすことが難しくなる筈であると彼は主張している。

文献① Simon Singh's Case by Simon Singh, Wikipedia

② The World Conference of Science Journalist

### **(3) Sense about Science が起こした Singh 支援運動 Keep Libel Laws out of Science**

英国には科学に対する正しい見方を社会に広めるための運動団体 Sense about Science がある。創始者は Liberal Democratic 党党首 Taverne 卿で、会員はノーベル賞受賞者を含む科学者、科学ジャーナリストである。この団体が Singh の裁判抗戦のことを知り、支援運動に立ち上がったのは 2009 年 7 月のことである。その運動の名が Keep Libel out of Science (科学の争いに名誉毀損法を適用させるな) である。

#### (4) Richard Dawkins Oxford 大学教授の支持理由演説

「Selfish Gene」や「Blind Watchmaker」などの著書を通じ社会が科学を本格的に理解することに努力し、科学ジャーナリストとしても有名な Richard Dawkins 教授は 2009 年 9 月 Liberal Democratic 党の大会に出席、なぜ Keep Libel out of Science 運動を支持するかの理由を次のように明確に述べた。

彼は Sense about Science が Simon Singh の勇気ある行動を支持する声を上げたことを称賛したあと、彼および彼の同僚の多くは、もし Simon Singh が負けたら重大なことになると心配している。それは科学に関する問題について科学者、研究者が robust(率直、強力)な批判を交わすことをいちじるしく困難にする(自由を奪う)からである。医療問題を例に取れば、治療者が良いと思ってやったことが、実際は逆である可能性もある。何が正しいかを発見するには、robust な批判を奨励することが必要で、これを抑えるような一切の動きがあってはならない。これは科学が発展してきた歴史が教える点である。

科学者の間での意見の違いと論争は日常茶飯事である。しかし彼らはどちらが正しいかに決着をつけるために裁判所に行くことはしない。彼らが行くのは研究室で、ここで彼らは実験をやり直し、Control(比較対照になるデータ)を調べ直し、実験データの統計処理に誤りがなかったかを調べ直す。我々科学者は、いつもそれが true であるかどうかに関心する。その true かどうかの判定はもっぱらそれが科学的な evidence によって支持されているかどうかによる。科学者は、主張する人間が真心からそれを正しいと信じているかどうかは問わない。それは、彼が正しいか、彼の主張が正しいかについてはそれを発見する客観的な方法があるからである。

文献 Richard Dawkins Addresses the Liberal Democratic Annual Party Conference

#### (5) その後の経過—名誉毀損法の改正まで

2009 年 12 月には Sense about Science が中心になって名誉毀損法

を改正する運動がスタートした。その中心は「科学者の論争に名誉毀損法を適用すべきではない」(Keep Libel out of Science)の主張であり、その理由となる論拠は Dawkins の主張であった。この運動はたちまちのうちに英国の有力者達からの支持を集めた。特に大きかったのは Liberal Democratic 党の党首で連立内閣の副首相をつとめる著名政治家 Nick Clegg が Royal Society に招かれて行った講演で、英国の名誉毀損法の改正の必要を訴えて次のように述べた。「私は現在の英国の名誉毀損法が科学者の自由な意見表明を押さえていることは重大だと思う。科学者は名誉毀損で訴えられることを恐れることなく自分の意見が表現できなければならない。特に医療問題、環境問題、公共の安全問題についてそれが必要である。それは、効果の疑わしい研究やいかかわしい医療や巧妙に作られた企業利得のためのプロジェクトから国民自身を守るために必要である。ところが、現在の英国の名誉毀損法は科学者の率直な批判にブレーキをかけ結果として公共の利害を侵している。」彼の祖父は British Medical Journal の editor を 35 年間つづけた Hugh Anthony Clegg だが、彼は講演の最後にこの祖父の信念を次のように紹介している。「情熱的とも言える祖父の信念は、科学論争が一番実り多いのは、それが公開の場で、率直な強い(robust)言葉で行われた時だということだった。」

このあと政府は積極的に改正に動き出し、2010年7月には名誉毀損法案を発表した。2012年5月には政府は名誉毀損法 2012 を発表した。同時に女王は議会の承認を得るのに必要な手続きとして、上下両院に対し名誉毀損法改正の宣言を行った。この結果、名誉毀損法 2012 は 2013年5月上下両院を通過して法律として成立した。

## (6) 改正された名誉毀損法 (Defamation 2013) の主要な点は何か

次の諸点が改正で特に導入もしくは強調された点である。

### ①名誉毀損の原告となりうる条件

告訴時において、明らかに予見しうるものを含め実質的な重大な損害(serious harm)があったことを定めている。本人の主観的な損害感

は認められない。

次に、以下の項目において被告が免責される条件を示している。

### ②真実性による免責

訴訟文書の中で名誉毀損行為とされている事項について、それが科学的に「真」であることを被告訴人が証明すれば免責されること、もし一つ以上の訴訟事項が「真」ではなく、申し立てられている名誉毀損が深刻な実損に当たらないなら被告訴人は敗訴はしない。

### ③Honest(心底からの)意見による免責

原告が問題にしている所説が honest 意見の表明である場合、被告は免責される。それは honest 意見というものの基本だからである。Honest な人間は、所説発表時点で、いかなる事実についても honest 意見を持っているのは当然である。既刊の権威ある文書に含まれたいかなる事実に対しても同様である。ただし、被告がそれを honest 意見として持っていなかったことを原告が証明すれば、被告は負ける。その所説が被告によって発表された場合でも、その所説が他者（著者）によって作られた場合は honest 意見とは言えず、免責にはならない。そのような場合、もし被告がその著者の honest 意見でないことを知っていたら被告は敗訴する。

### ④事案が社会的関心事である場合

原告によって名誉毀損とされた被告の所説が社会的関心事に関する社会的議論の一部であり、この所説の発表が社会的利益になると信ずる理由があることを示せば、被告は免責される。もし被告の所説が、原告がその一員として関与している社会的論争の一部であるなら、裁判所はまず被告の所説が社会的利益のためになるかどうかを判定し、原告の訴訟理由の真実性を論ずる枠から被告が外されていることを正さなければならない。

文献 Defamation Act 2013, Wikipedia